

令和2年10月28日

各学部等の長  
各学内共同教育研究施設の長 殿  
事務局各部長

学 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究活動に係る  
考え方について（第5報）

標記については、本年5月14日に文部科学省が教職員や学生等が感染拡大の予防に努めつつ研究活動を実施するにあたっての留意点、工夫例等についてまとめた「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」等を参考にしておりますが、この度、状況の変化等を踏まえ、当該ガイドラインの改訂を行った旨の連絡が同省よりありました。

新たなガイドラインでは、今般の状況変化等を踏まえ、感染拡大防止を前提としつつも、本格的な研究活動の再開を促進することを目的に、研究継続のための取組事例や留意事項を追加するなどの改訂が行われています。

研究活動やその支援に携わるみなさまにおかれては、研究活動は多種・多様であり、地域の感染状況や、研究分野や研究手法等、各々の状況に応じて、総合的に考慮の上、研究の実施方法や形態等について適切に判断いただきますようお願いいたします。その際は、これまでお知らせしてきた考え方と合わせて、改訂されたガイドラインにおける以下のような記載も参考としてください。

【改訂されたガイドラインの概要】

1. 感染拡大防止を前提とした研究活動の本格的な再開について

- 大学等の研究機関においては、多様で卓越した研究を推進し、「新たな日常」の構築に積極的に貢献することが求められており、研究活動の一日も早い正常化が期待されている。
- 別紙1の留意事項を踏まえつつ、別紙2の取組事例も参考に、感染拡大防止を前提とした研究活動の本格的な再開に向け、研究分野の特性等を考慮した研究活動の実施方法や研究施設・設備等の利用方法について、適切に判断いただきたい。
- どんなに感染対策を行っても、感染リスクをゼロにすることは困難であるという事実を前提に、感染者が確認された場合等において迅速かつ的確に対処できるよう準備しておくことが必要である。
- 研究活動の停滞を少しでも回避するため、感染者が生じた場合については、別紙3の留意事項を踏まえて、適切に対応すること。

## 2. 新型コロナウイルス感染症の影響について

### (1) 研究計画等の延期・変更について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、研究の活動や計画の進捗に支障が生じた場合、あるいは研究計画の変更等により研究開発評価や研究機関評価にも影響が及ぶ場合は、文部科学省や各研究費制度の担当機関等に相談すること。
- 競争的研究費制度では、資金配分機関において、公募申請をはじめ各種手続きの期限延長など柔軟な対応を行っており、文部科学省の競争的研究費制度において実施している柔軟な対応については文部科学省ホームページで公表中。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/mext\\_00638.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/mext_00638.html)
- これらの情報は随時更新するとともに、内閣府を通じて関係省庁に情報提供し、他府省が取り扱う競争的研究費制度においても、それぞれの性格や実情を踏まえ、柔軟な対応の検討を依頼しているので、具体的な対応についてはそれぞれの制度を所管している担当部局に相談すること。
- 実験施設の運転計画を柔軟化（マシントイムの1人（またはグループ）当たり割当時間のルールの柔軟化等）するなど、研究計画の円滑な進捗に向けた工夫も考えられる。

### (2) 海外との共同研究、海外への渡航、海外からの帰国・入国について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、海外との共同研究、海外での研究活動や計画の進捗に支障が生じた場合は、文部科学省や各研究費制度の担当機関等に相談すること。
- 現在、若手研究者を海外に派遣する一部制度においては、出発時期延期や一時帰国を柔軟に認めるとともに、一時帰国や再渡航に伴う航空賃の支給を実施しており、判断に困った場合は、それぞれの制度を所管している担当部局に相談すること。
- 再入国許可（みなし再入国許可を含む。）をもって出国した在留資格保持者で所定の手続きを経た者に対し、出国日にかかわらず、9月1日（本邦到着分）以降の再入国を認めることが決定されている。  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1\\_000864.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html)
- 10月1日から、外国人研究者や外国人留学生を含め、原則としてすべての国・地域の中長期在留資格者を対象として、順次、新規入国を許可することとなった（ただし、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める）。  
詳細は法務省及び外務省のホームページを参照すること。  
<http://www.moj.go.jp/content/001326711.pdf>  
<http://www.moj.go.jp/content/001327502.pdf>  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)
- 渡航先機関や共同研究の相手機関・研究者と相談し、オンラインで指導を受けることや、共同研究を実施することも考えられる。
- 新型コロナウイルスの世界的感染拡大を受け、日本政府は各種水際対策をとっている。日本への帰国・入国の際は、外務省の海外安全ホームページ等を確認すること。  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>
- 個々がおかれている状況について所属機関等と密に連絡を取ること。

### 3. 緊急事態宣言発出時等の際の最低限の研究活動維持について

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が再び発せられるなどして、所在地の都道府県（特定警戒都道府県等）から、施設の使用制限等の要請、在宅勤務やローテーション勤務の強力な推進に向けた働きかけなどがある場合は、当該要請等を踏まえることを大前提としつつ、別紙2の取組事例も参考に、可能な限り研究活動を停止させないよう、研究の逸失コストや重要度、関係者の重症化リスク等、各々の事情に応じて総合的に考慮し、適切な管理体制のもと対応すること。
- 継続中の実験や研究については、例えば下記（1）～（6）のような場合において、最低限の研究活動維持に必要な教職員や学生等の施設内への立ち入りが必要となる場合がある。都道府県の知事（対策本部長）から施設の使用制限の要請がなされている場合には、当該要請の趣旨をよく確認し、必要に応じ都道府県の担当部局と十分に相談すること。また、施設内に立ち入る場合には、感染拡大防止や教職員等自身の健康に配慮した上で、研究活動を継続するとともに、適切な感染拡大防止対策が講じられない場合は、その他の教職員等は可能な限り在宅で研究活動を継続するなどの工夫を行うこと。

- （1）研究に使用する生物（※）の維持・管理
- （2）液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理
- （3）研究に使用する毒劇物等薬品の維持・管理
- （4）研究に必要な基幹インフラ（実験施設・設備、情報システム等）の稼働・維持・管理
- （5）研究活動を継続する上での各種安全確保対策
- （6）その他法令等の義務の遵守等に必要な場合

※ 実験動物、遺伝子組換え生物（微生物、植物、動物）、病原性微生物の飼養及び保管は、関係法令等を踏まえ適切に実施すること。

### 4. その他

このガイドライン改訂版については、今後の各地域の感染状況、各大学・研究機関の状況等を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに留意すること。

以 上

別添：「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」の改訂について（周知）  
令和2年10月7日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡

担 当：研究推進部研究協力課研究協力係  
内 線：3224  
E-mail：kenkyo@kuas.kagoshima-u.ac.jp